

平成26年度 第1回 横浜美術館指定管理者選定評価委員会 会議録

1 日 時 平成26年7月16日（水）9時30分～12時

2 場 所 横浜美術館円形フォーラム

3 出席者 西田由紀子委員、丸山宏委員長、村井良子委員

4 欠席者 酒井忠康委員、吉本光宏委員

5 傍聴者 なし

6 議事内容

議題	(1) 平成25年度業務評価関係資料の説明 (2) 施設視察 (3) 指定管理者へのヒアリング
委員意見等	<p>1 開会 (1) 定足数の確認 委員数5名のうち3名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</p> <p>(2) 本委員会の公開・非公開について <審議結果> 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条及び横浜美術館指定管理者選定評価委員会運営要綱 第9条に基づき、施設視察に関しては管理動線等のセキュリティーにかかわる部分が含まれるため非公開、その他は公開とした。</p> <p>(3) 委員長の互選について 委員の互選により丸山委員を委員長に選出した。</p> <p>2 評価関係書類について 事務局から、評価に使う資料、評価方法について説明した。</p> <p>3 指定管理者実績説明 指定管理者から、平成25年度事業実績として、企画展、コレクション展、鑑賞サポート事業、地域社会や市民生活に貢献する取り組み、ビジターサービスの取り組み、館内サービスの充実、専門性を活かしたネットワークの強化、広報の取り組みなどについて説明。</p>

4 指定管理者へのヒアリング

〈質疑〉

(委員)

- ・スタッフの立場で課題と認識していることが何かあれば聞きたい。

(横浜美術館)

- ・限られた予算の中で効果的に事業を行うために、どのように人材育成していくかということが課題である。
- ・展覧会については、プログラムを組むうえで展示内容の質と集客のバランスを取ること。特に、集客できるメディア展は収支上は年1回の開催が必須であるが、どう安定して確保していくのかが課題と認識している。

(委員)

- ・ハード面・ソフト面共に、円形カウンターの設置や酒類販売免許取得など指定管理者としてできるであろうことは、様々な面で積極的に取り組んでおり評価できる。他都市ではここまでやっている施設はなかなか無いと思う。
- ・ソフト面については、鑑賞サポートツールの開発などの取組みは素晴らしいが、ツールについては効果測定も必要。

(委員)

- ・収蔵庫の不足、搬入動線等の課題は、市として今後コレクションをどう考えていくのか、長期的な視野で検討する必要がある。

(委員)

- ・25年度の取組みはほとんどAに近いところだが、3段階の評価方式では、なかなかAが付けにくい。

(事務局)

- ・評価いただける点があれば、コメント欄にも記載していただきたい。

(委員)

- ・若手アーティスト支援の取組みは、自己評価・行政評価とともにC評価だが、集客数だけで判断するのではなく、アーティストがその後どう活躍できたか等の面を総合的に事業効果として評価すべき。

(横浜美術館)

- ・施設としても、公立美術館で評価の定まらない若手アーティストを紹介する取組みは非常に意味のあるものと考えている。広報や作家選定のタイミングの早期化や会場選定等を練り直して、より効果の上がる手法を作ろうと検討している。若手アーティストを取り上げているため、展覧会後のアーティストの活躍を捉えるには3～4年の時間を必要とする。

(委員)

- ・市民協働の取組みは評価している。継続的なものとするために、参加する市民の側の発意や提案力も育てるなどの、市民も共に育つような取組みの工夫はあるか。

(横浜美術館)

- ・たとえば、鑑賞パートナーとしてのボランティア育成の取組みでは、H25年度から施設側も手助けしながらボランティア自らが原稿を作り、美術館スタッフが確認して、企画展のレクチャートークを行う事業を実施している。ボラ

	<p>ンティア自身の視点を生かすため、学芸スタッフのレクチャーとは違った親しみやすさがある。この取組みをヨコハマトリエンナーレにもつなげるための準備をしている。</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・外国人客も多いと思うが、鑑賞サポートの多言語化も検討すべきではないか。 <p>(横浜美術館)</p> <ul style="list-style-type: none">・トリエンナーレ事業では対応しているものの、他の企画展における鑑賞サポート事業では、現在のところ対応していない。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・評価表の「5 収支計画」の評価が自己評価A、行政評価Bと異なる理由は何か。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">・コメントでも付記しているように、実績について評価はしているものの、指定管理料に基づく施設の収支としては、指定管理者の利益が上がったからといっても、（利益はもっと利用者サービスに還元すべきなど）いろいろな見方もあるので、評価し難い面がある。
5	<h3>総括</h3> <p>今回のヒアリング及び、25年度内の事業観察を元に、第2回は、外部評価について審議する。</p>

平成 26 年 7 月 16 日

横浜美術館指定管理者選定評価委員会

次 第

1 開会

- (1) 挨拶
- (2) 評価委員及び事務局紹介
- (3) 「横浜美術館指定管理者選定評価委員会運営要綱」の説明
 - ア 定足数の確認について
 - イ 委員会の公開・非公開について

2 評価関係書類について

3 指定管理者実績説明及び施設視察

4 指定管理者へのヒアリング

【裏面へ続く】

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- 2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- 3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（平 23 条例 50・一部改正）